## 送付先変更(取消を含む)申請の際には、以下の書類が必要となります。

- 1. 申請者が、ご本人またはご家族の場合
  - ①送付先変更申請書(本書類)
  - ②申請者の身分を証明できるもの(運転免許証・住民票など)の写し
- 2. 申請者が、法人(会社・病院・介護施設など)の関係者の場合
  - ①送付先変更申請書(本書類)
  - ②法人と被保険者の関係性がわかる書類
    - (例)被保険者と法人との契約書の写しなど
  - ③申請者が送付先の法人に属していることがわかる書類
    - (例)社員証・職員証または、申請者氏名および法人印が押印されている書類
- ※送付先の法人はそのままで、担当者の変更による送付先の変更の場合は、上記②は不要です。
- 3. 申請者が、成年後見人の場合
  - ①送付先変更申請書(本書類)
  - ②登記事項証明書の写し
- ※本書類を提出するにあたっては、家族または施設等で問題が生じないよう調整のうえ、ご提出ください。
- ※一時的な郵送先変更の場合は、郵便局の転送サービスの利用もご検討ください。
- ●ご不明な点がありましたら、下記までお問合せください。

問い合わせ先

千代田区 保健福祉部 高齢介護課 〒102-8688 千代田区九段南1-2-1

TEL:03-3264-2111(代表)